

国保だより

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです!

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

「限度額適用認定証」等の有効期限は申請月の1日から7月31日です。自動的に更新されません。8月1日以降も必要な場合は、再度申請が必要になりますので手続きを行ってください。

高額な診療を受けるときは限度額適用認定証をご利用ください

医療機関等の窓口で被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」等を提示すると、医療機関別の1ヶ月の窓口支払いが自己負担額までとなります。自己負担限度額に含まれるのは保険診療に係る医療費のみとなりますので、食事療養費やベッドの差額代などは別に費用がかかります。

※非課税世帯の方は医療費の限度額適用に加え、入院時の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

※70歳から74歳で、住民税課税世帯の方は、「高齢受給者証」が「限度額適用認定証」の役割を兼ねますので、「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。



●申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、印鑑、届出（申請）者の本人確認書類（運転免許証等）

※窓口に来庁される方が別世帯の代理人である場合、委任状が必要です

●注意事項

・原則として国民健康保険料に未納がある世帯は交付されない場合があります。

・世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になる場合があります。

年金だより

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間（480月）保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額の年金に近づけることができます。

65歳になっても受給資格期間25年（300月）に満たない場合は、70歳になるまでの間、受給資格期間を満たすまで任意加入し保険料を納めることにより受給権を確保することができます。（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）

また、海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方も、国民年金に任意加入することができます。任意加入しない場合、海外在住期間は合算対象期間として老齢基礎年金などの受給資格期間に算入されますが、受給する年金額には反映されません。

任意加入は、申し出た日からの加入となりますので、さかのぼっての加入はできません。厚生年金・共済組合に加入中の方も加入はできません。

60歳以上の任意加入について、保険料の納付方法は口座振替が原則です。加入手続きには年金手帳、通帳、届出印をご持参のうえ、岡谷年金事務所または住民福祉課国保年金係までお申し込みください。

